

令和4年9月30日時点

## 政府間協議が継続中の国からの輸入に際して必要な手続き（案）

特定第二種水産動植物等を輸入する際は、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が適法に採捕されたものであることを証する旗国の政府機関により発行された証明書（以下「適法採捕証明書」という。）を添付することとされており（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「水産流通適正化法」という。）第11条）、この適法採捕証明書の様式については、日本と関係各国又は地域との間の政府間協議を通じて国ごとに定めることとしている。

適法採捕証明書については、これを添付することができないことにつき農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるときは、当該書類に相当する書類であって農林水産大臣が適当と認めるものをもってこれに代えることができる旨規定しているところ（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第25条第5項）、水産流通適正化法施行日以降において、政府間協議が継続中であるため適法採捕証明書の様式が確定していない場合は、「農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるとき」に該当することとし、政府間協議が継続中の国から輸入を行う場合は、「当該書類に相当する書類であって農林水産大臣が適当と認めるもの」として、水産庁の確認を得た宣誓書を添付することとする。

水産庁への確認申請手続きは、次の1に掲げる必要事項を記入した宣誓書及び2に掲げる添付書類を水産庁に提出して行うこととする。

### 1 宣誓書に記載する事項

#### (1) 輸入する特定第二種水産動植物等の製品情報

- ① 魚種名
- ② 商品名
- ③ 数量
- ④ HSコード（上6桁）
- ⑤ インボイスの識別番号

#### (2) 採捕した漁船の旗国（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物を採捕した漁船の旗国）

#### (3) 旗国以外の国を経由した場合は当該国及び当該国での加工の有無 等

## 2 添付書類

- (1) 輸入しようとする特定第二種水産動植物等に係る輸入時のインボイスの写し
- (2) 輸入しようとする特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物。以下本号において同じ。）の採捕漁船の旗国を確認できるものとして、①又は②のうちいずれかの書類
  - ① 当該特定第二種水産動植物等の採捕漁船の旗国が明記されている政府その他の第三者機関の作成に係る証明書
  - ② 当該特定第二種水産動植物等の採捕漁船が記載された取引記録及び漁船管理当局が発行した当該漁船の証明書
- (3) (2) のいずれの書類も提出できない場合は、水揚げ地から日本に輸送されるまでの全ての輸送に係る船荷証券又は航空運送状の写し 等